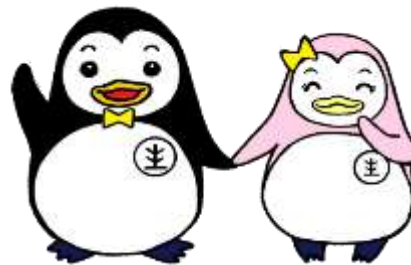


「地域社会に貢献する」更生保護



更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃん サラちゃん

令和 7 年 9 月 8 日（月）
四国地方更生保護委員会

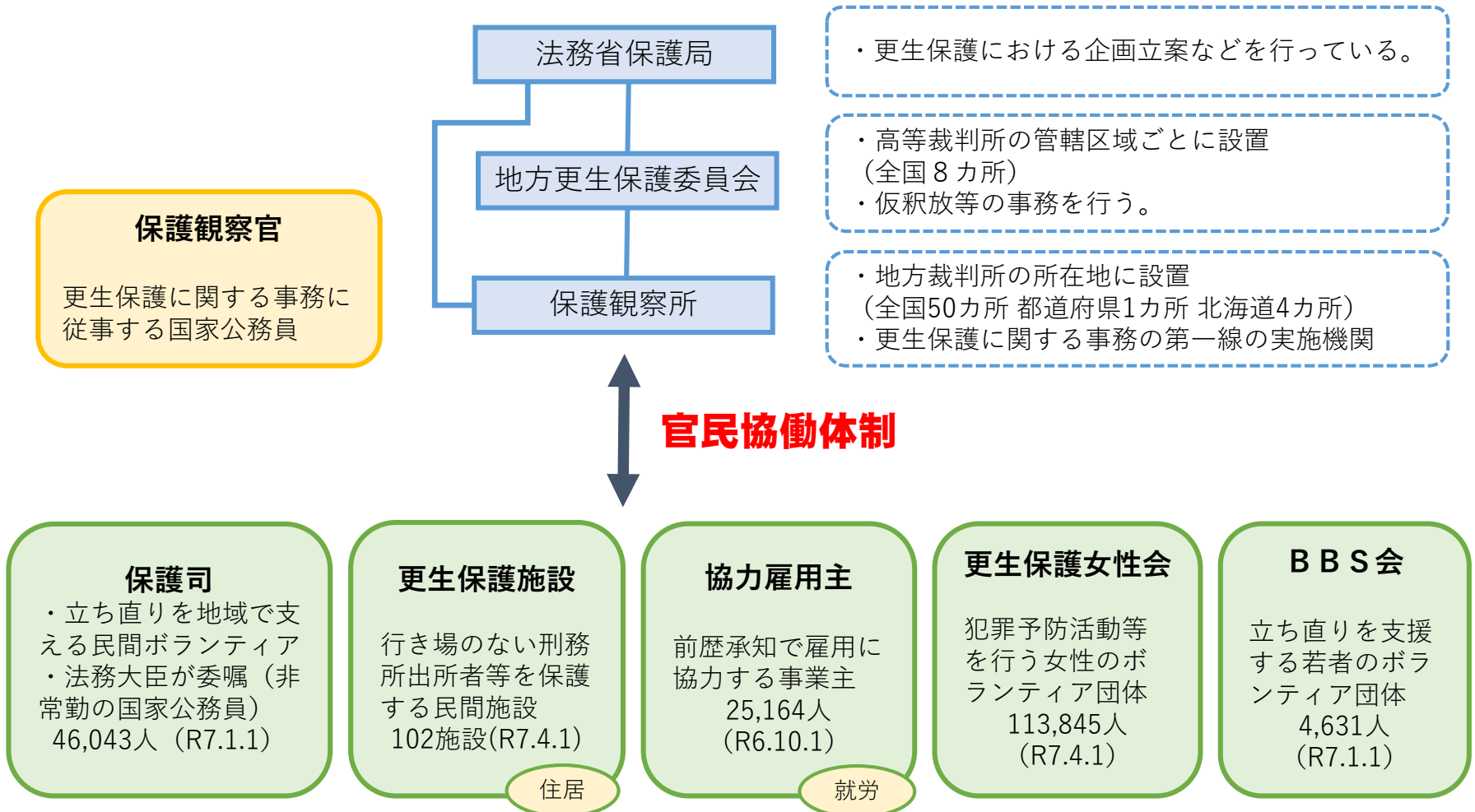


立ち直りを願う
幸せの黄色い羽根

更生保護の実施体制

～様々な立場から更生保護を支える人がいます～

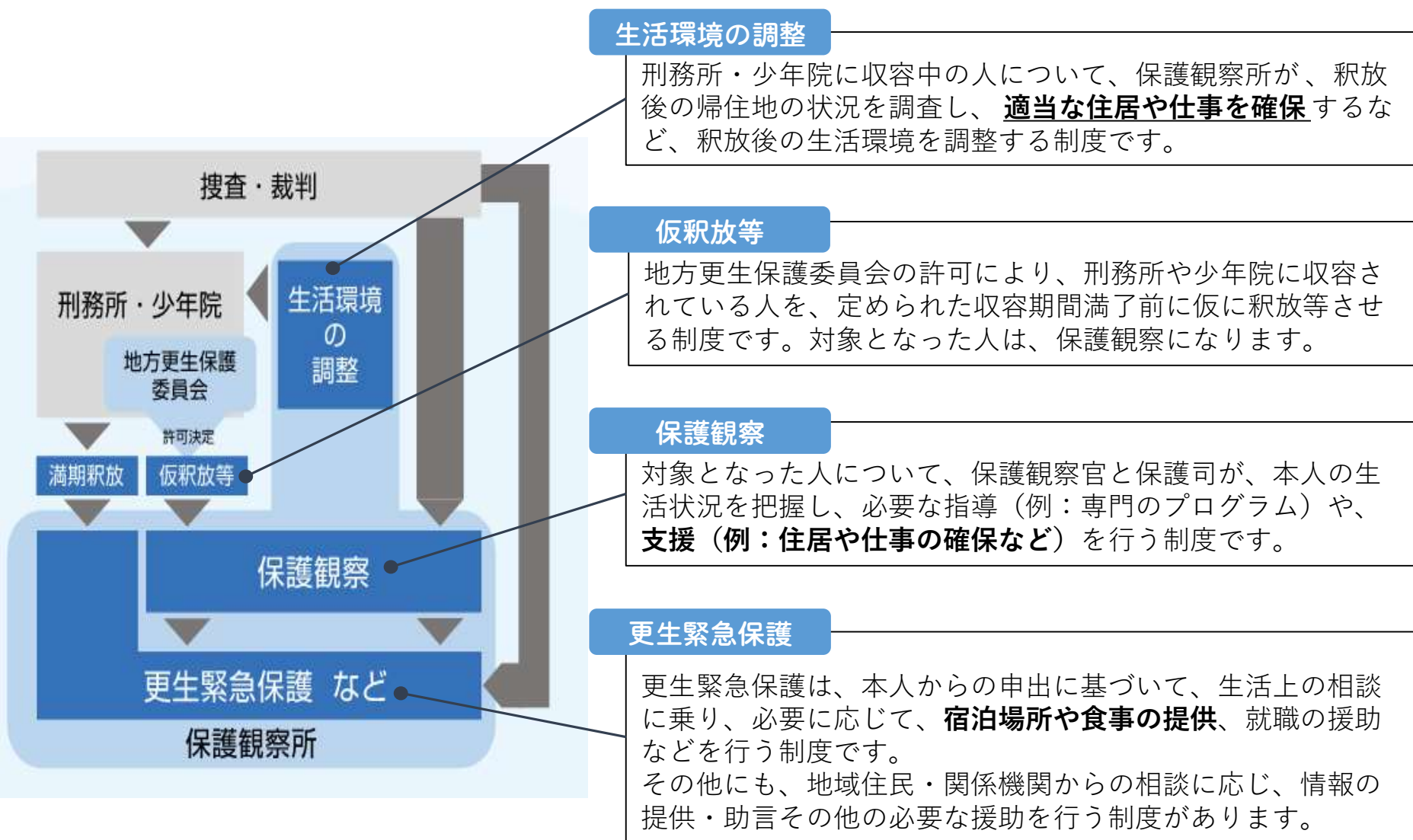
犯罪や非行をした人の立ち直りを地域社会の中で支え、その再犯を防止し、安全・安心な地域社会を作る。



更生保護を支える民間ボランティア・団体

更生保護の役割等

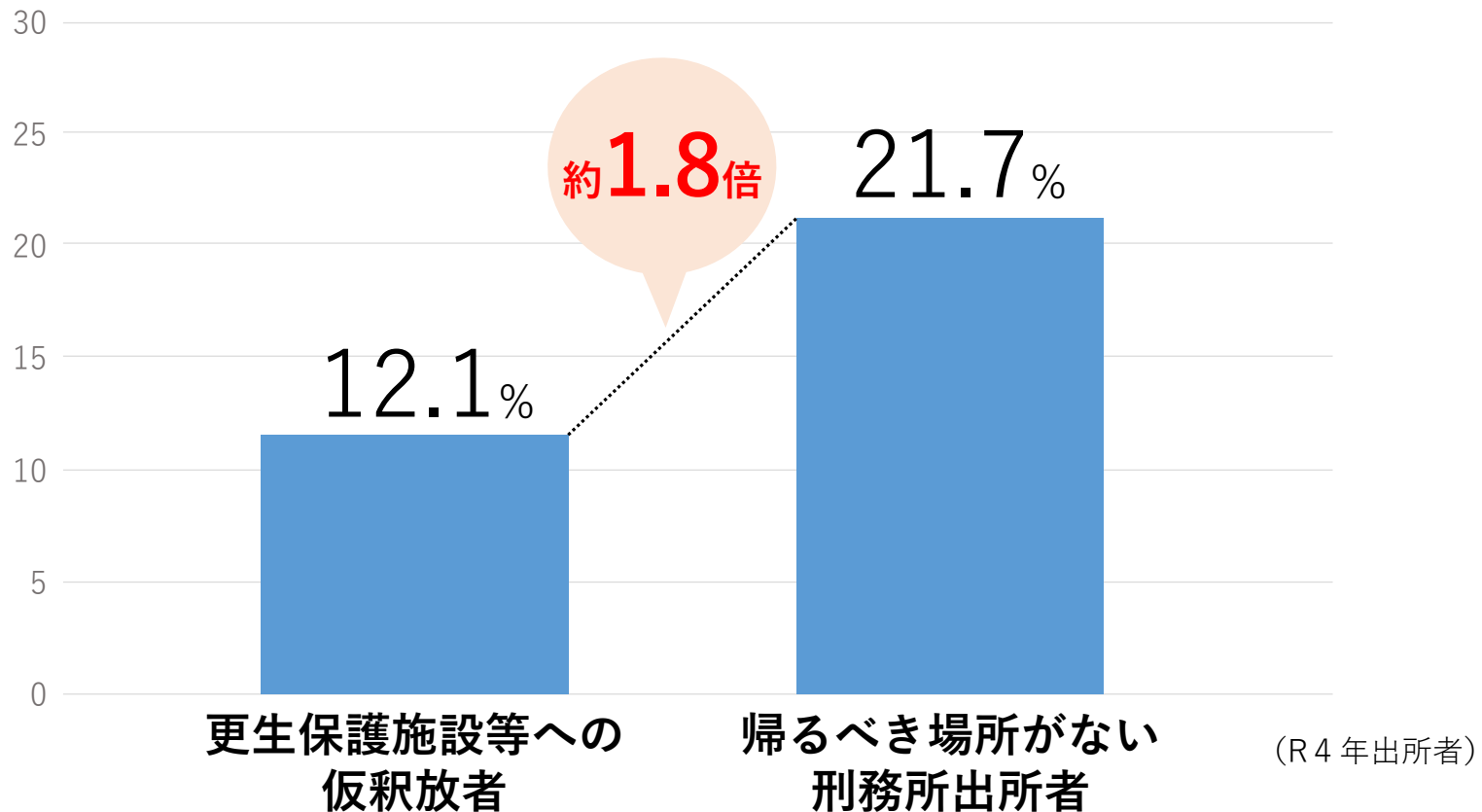
～刑事司法手続のアンカーを担う～



刑務所出所者等に対する居住支援の必要性①

帰るべき場所がない刑務所出所者等は
仮釈放者と比較して再犯リスクが高い

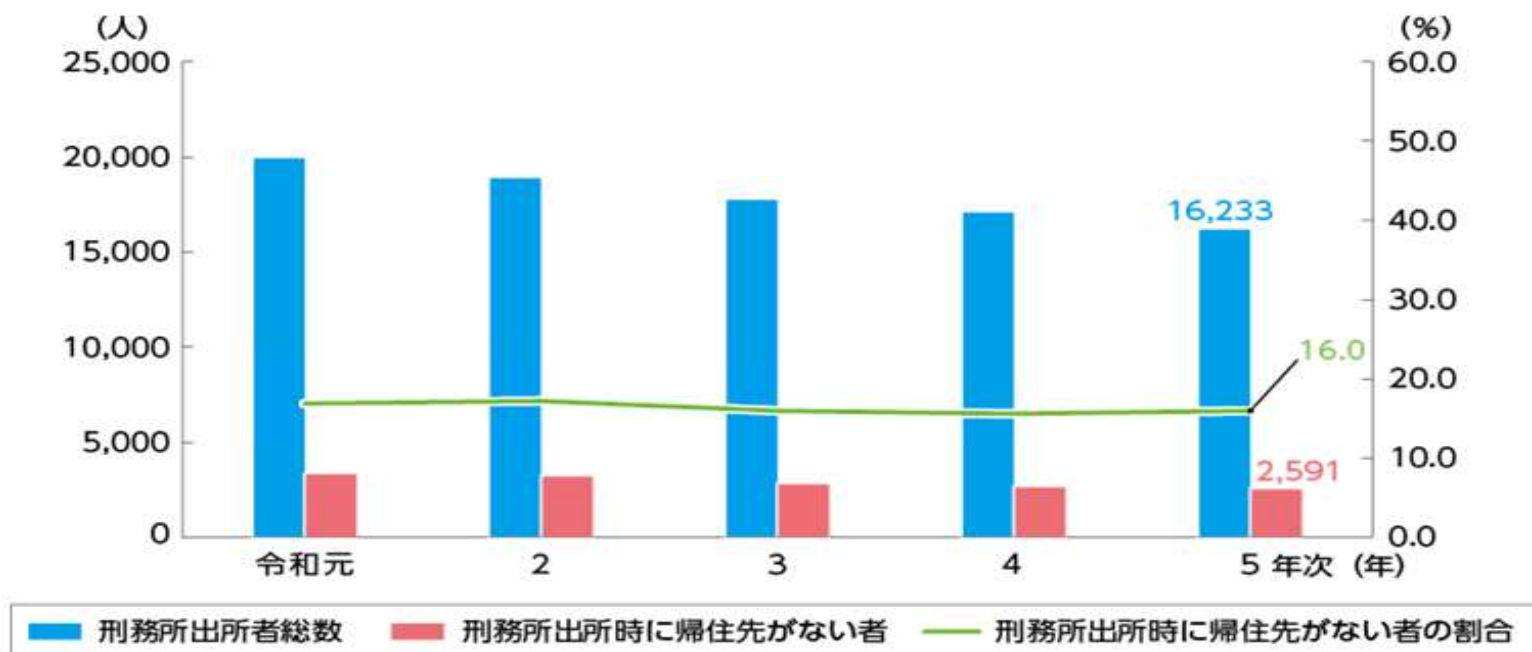
住居の有無別の刑務所出所者等の2年以内再入率



刑務所出所者等に対する居住支援の必要性②

刑務所出所時、

適切な帰住先がない者の割合は高止まり



(令和元年～5年)

年次	刑務所出所者総数	帰住先がない者
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)
3	17,809	2,844 (16.0)
4	17,143	2,678 (15.6)
5	16,233	2,591 (16.0)

再犯防止に向けた取組 ～第二次再犯防止推進計画～

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、**個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援**を実現すること。
- ② **就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点**を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携**を更に強固すること。

7つ重点課題とその具体的な施策

- ① **就労・住居の確保**
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

（具体的施策）地域社会における定住先の確保

ア 居住支援法人との連携の強化 【施策番号 22】
法務省は、国土交通省の協力を得て、保護観察対象者等の住居の確保のため、**居住支援法人との連携を強化**し（略）更なる連携の方策を検討する。

また（略）住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに（略）入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。

住宅セーフティネット制度における 刑務所出所者等の位置づけ

法律で定める者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（第2条）

- ① 低額所得者
（月収 15.8 万円（収入分位 25 %）以下）
- ② 被災者（発災後 3 年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、**矯正施設退所者等**、生活困窮者など）
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
（発災後 3 年以上経過）
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
※地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（第3条）

- ⑧ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する保護観察対象者に規定する **保護観察に付されている者** 又は更生保護法第八十五条第一項に規定する **更生緊急保護を受けている者**

刑務所出所者等に対する居住支援①

～更生保護施設～

更生保護施設の役割

- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設（刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手）
- ◆ 仮釈放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設

更生保護施設における処遇

- SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育等、特性に応じた多様な指導や支援〔特定補導〕を実施するなど、入所者・退所者等の地域移行と再犯防止を推進
- 全国77施設に福祉スタッフを配置し、高齢・障害者を受け入れるための取組を実施（H21年度～）
（主に少年を受け入れる更生保護施設（3施設）にも福祉スタッフを配置（R4年度～））
- 全国25施設に薬物専門スタッフを配置し、薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施（H25年度～）
- 全国19施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問により生活相談等を行う取組〔訪問支援事業〕を実施（R3年度～）

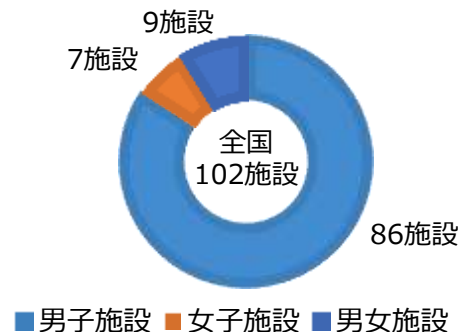
保護の概況



各都道府県に1施設以上設置

(R7.1.1現在)

◆施設数 102施設
◆定員 2,382人



■男子施設 ■女子施設 ■男女施設

体制

◆経営主体

更生保護法人 99施設
社会福祉法人 1施設
NPO法人 1施設
一般社団法人 1施設

・収入の8割以上が、国から支弁される更生保護委託費であり、財政基盤が脆弱な法人が多い。

◆職員体制

・常勤職員 5名程度
・非常勤職員（調理員、宿日直職員等）を配置

刑務所出所者等に対する居住支援②

～自立準備ホーム～

更生保護施設

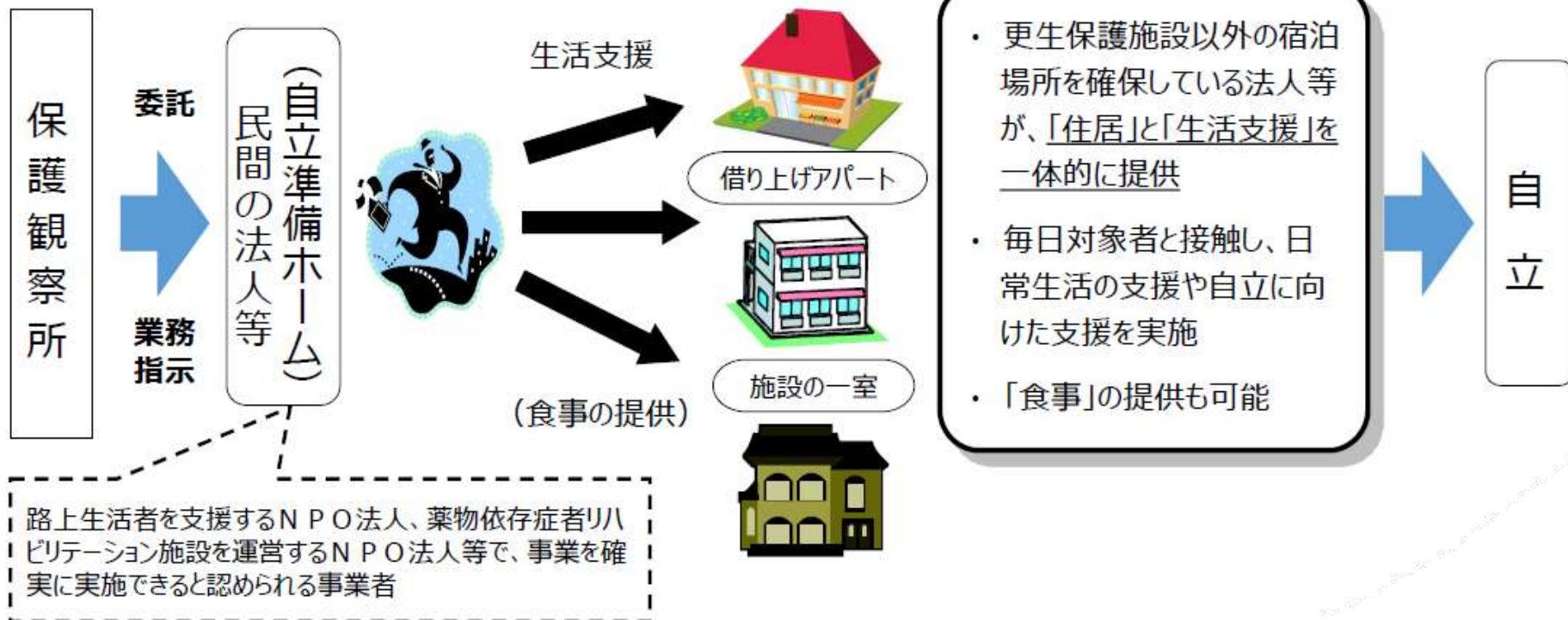
- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



H23年度～

新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



刑務所出所者等に対する居住支援 ～更生保護施設等の課題～

- **更生保護施設等は一時的な住居**であり、入所した出所者等は、自立のために必要な資金を確保するなどして、一定期間の経過後には退所していくことが求められる。
- 更生保護施設等に入所した出所者等の多くは、頼ることができる親族等がないことから、**自立先（施設退所後の住居）を調整・確保するに当たって様々な困難**が生じやすい。
- 更生保護施設退所後、居所（住まい）不安定な生活を過ごす中で、再犯のリスクが高まる。

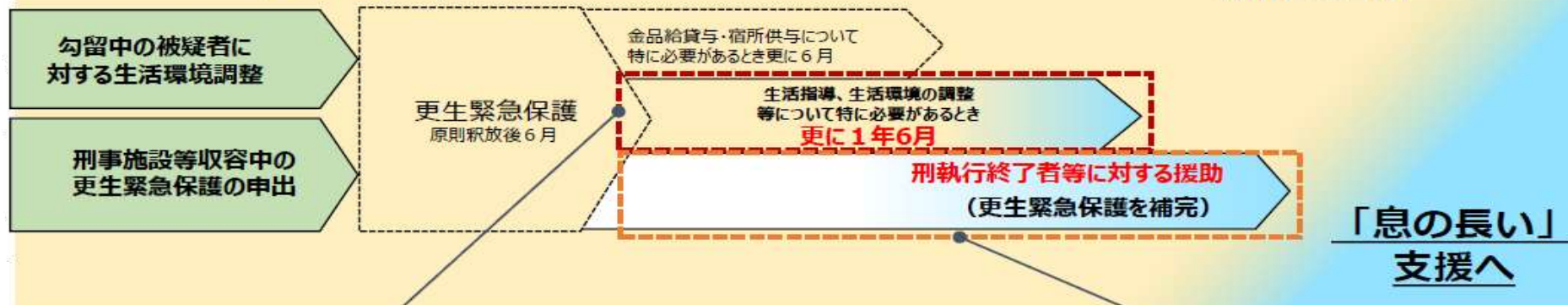


刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正① ～更生緊急保護の拡充、刑執行終了者等援助の創設～

刑事手続の入口から出口・地域までのシームレスな支援の推進

切れ目のない 支援の実施

地域支援への 円滑な移行



生活環境の調整等を行う
更生緊急保護の期間を
最長**1年→2年**に**拡大**

(本人の申出が必要)

刑執行終了者等の改善更生等のための情報提供・助言等の**援助の創設**

(本人の申出は不要・その意思に反しないことを要確認)

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの

【対象】

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 検察官が直ちに訴追不必要と認めた者
- 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者など

【措置内容】

- 宿泊場所の供与（更生保護施設や自立準備ホームへの宿泊保護委託）
- 金品の給貸与（食事・衣料の給与等）
- 宿泊場所への帰住援助（旅費給与）
- 生活指導 など

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正② ～更生保護に関する地域援助～

「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、
地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、
情報の提供、助言等の必要な援助を行う



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、
地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む



「保護観察所」とは？

保護観察所は、犯罪や非行をした人の再犯・再非行の防止や、立ち直りのための支援を行っている国の機関です。

犯罪も犯罪による被害も生まない、一人一人のかけがえのない暮らしを大切に作る地域づくりのために、保護観察所では、関係機関と連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人が地域での生活に困ったときの相談・支援を行っています。

更生保護の マスコットキャラクター



更生ペンギンの
ホゴちゃん 更生ペンギンの
サラちゃん

保護観察所の地域援助

保護観察所では、地域住民の皆様や関係機関・団体の皆様からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した支援を行っています。

犯罪・非行の防止や立ち直り支援に関して、お困りのことやご依頼などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

※ご利用は無料です。

※支援に関するお問い合わせは、お近くの保護観察所にご連絡ください。



全国の保護観察所の 問合せ窓口



庁名	電話番号	庁名	電話番号
札幌	011-261-9225	津	059-227-6671
函館	0138-26-0431	大津	077-524-6683
旭川	0166-51-9376	京都	075-441-5141
釧路	0154-23-3200	大阪	06-6949-6244
青森	017-776-6418	堺支部	072-221-0037
盛岡	019-624-3395	神戸	078-351-4004
仙台	022-221-1451	奈良	0742-23-8959
秋田	018-862-3903	和歌山	073-436-2501
山形	023-631-2277	鳥取	0857-22-3518
福島	024-534-2246	松江	0852-21-2087
水戸	029-221-3942	岡山	086-234-5801
宇都宮	028-621-2271	広島	082-221-4651
前橋	027-237-5010	山口	083-922-1337
さいたま	048-861-8287	徳島	088-622-4359
千葉	043-204-7791	高松	087-822-5445
東京	03-3597-0114	松山	089-941-6158
立川支部	042-521-4233	高知	088-873-5118
横浜	045-201-1842	福岡	092-761-6799
新潟	025-222-1531	北九州支部	093-561-6340
甲府	055-235-7814	佐賀	0952-24-4292
長野	026-234-1993	長崎	095-822-5175
静岡	054-253-0191	熊本	096-366-8080
富山	076-421-5132	大分	097-532-2053
金沢	076-261-0059	宮崎	0985-24-4345
福井	0776-22-2955	鹿児島	099-226-1556
岐阜	058-265-2651	那覇	098-853-2945
名古屋	052-951-2941		

犯罪・非行の防止や立ち直り支援のための

保護観察所の 地域援助

保護観察所では、犯罪・非行の防止や立ち直りの支援により、安全・安心な地域社会、共生社会の実現を目指しています。



一人一人のかけがえのない暮らしを支える地域支援ネットワークの構築に取り組んでいます



保護 観察所

保護観察所では、更生保護関係団体の皆様とも連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人などが、地域社会で生きづらさを抱え支援を必要としているときに、必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、多様な分野の機関・団体の皆様とのネットワーク構築に取り組んでいます。

住居

居住支援を行う
機関・団体との
調整など



犯罪や非行のない、誰もが安心して暮らせる地域づくりは、地域に暮らすみんなの願いです。犯罪・非行の防止や立ち直り支援のため、保護観察所が推進する地域支援ネットワークへの御理解・御参画をよろしくお願いします。

保健・福祉

- 生活保護や福祉サービスを受けるための手続のサポート
- 市町村等と連携した福祉サービスの調整など



仕事

出所者等の立ち直りに理解のある事業主のもとでの就労支援など

修学

学習支援や学校との連絡調整など



依存症からの回復

薬物・アルコール依存からの回復支援施設の紹介や利用調整など

医療

病状等に応じた医療機関の紹介など



保護観察所では次のような支援を行っています。お気軽にご相談ください。

..... < 地域の皆様へ >

犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」

リスタート
一人ひとりの再出発をサポート



犯罪・非行の
地域相談窓口 **りすたぼ**

地域社会で生きづらさを抱えているご本人やそのご家族、支援者の方から、専門の職員が困りごと・悩みごとをお聴きし、相談内容に応じたアドバイスや、関係機関・団体等と連携して、必要な支援が受けられるよう調整したりします。

..... < 関係機関・団体の皆様へ >

研修・講演会

犯罪・非行に関する研修や講演会等の企画の支援、職員派遣などを行います。

事例検討会への参加

刑務所を出所した人などへの支援事例に関する検討会等に参加し、支援方針の見立てや支援方法に関する助言・提案を行います。



広報・情報発信等の支援

犯罪予防や再犯防止に関する広報や情報発信等に適した広報素材等の提供などを行います。



個別ケースへの対応

関係機関・団体の皆様が支援をしている方への支援に関する助言や提案を行います。相談内容に応じて、保護観察所も連携して支援を行います。

